

大津地方裁判所委員会議事録

1 日時

平成16年1月29日(木)午後2時～午後5時15分

2 場所

大津地方裁判所第6号法廷(ラウンドテーブル法廷)

3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

川畑豊明, 神吉正則, 田中照純, 玉木昌美, 富越和厚, 淵田武彌, 北條ゆかり, 三津川節子

(事務担当者)

神野章, 山本昌明, 田中時雄, 杉浦達也

4 議事

(1) 委員長から, 先日実施した説明会における委員からのアンケート結果を参考にして, 裁判所としても意見を伺いたいテーマとして「大津地方裁判所の広報(情報発信)の在り方について」を決定した旨の説明があった。

なお, 一部の委員から, 協議すべき事項として議事の方法に関する事項が事前に提出されていたが, この点については, 委員全員の意見により, 上記テーマについての意見交換後に引き続いて取り上げることにした。

(2) 総務課長から, 大津地方裁判所における広報活動の現状について説明
説明事項は別紙第1のとおり

(3) 意見交換(「大津地方裁判所の広報(情報発信)の在り方について」)
発言要旨は別紙第2のとおり

(4) 委員会の運営に関する事項についての新たな申合せ
ア 議事の公開について

(ア) 議事は公開しない。

(イ) 議事録は公開するが、逐語録とはせず、できるだけ委員による意見交換の様子が伝わるように要約する。発言者の表示については、委員、委員長、事務担当者等と表示し、個人名は表示しない。

議事録は、事務局が案を作成し、発言した各委員がその内容を確認した上で確定する。

イ 裁判所からのアンケート等に応じて委員から裁判所に出された意見等の取扱いについて

原則として事務担当者において要約の上、各委員に配布する。

ただし、意見書等を提出した委員が非開示とするよう意思表示した場合は開示の対象としない。なお、欠席委員の意向は、事務局において確認する。

ウ 委員長の人選について

委員長を所長から学識経験者に改選すべき旨の意見について、この意見を主張する者1名を除いて、所長を委員長とすることが確認された。

なお、所長を委員長とすることが不相当な場合に改選すれば足りる(1名)、気になる点はあるが自らは引き受けがたい(1名)、理想としては所長と委員長は別人格の方がよい(1名)、との意見があった。

(5) 次回の開催日程及び意見交換のテーマ

今回は9月に開催することとし、今回のテーマについて引き続き意見交換した後、更に次のテーマについて話し合うこととなった。

(6) その他

大津地方裁判所長から、5月又は6月に委員を対象として任意参加の裁判官評価制度に関する説明会を開催したいとの話があった。

(別紙第1)

説明事項(大津地方裁判所における広報活動の現状)

第1 広報の目的

- 1 司法の仕組みや役割について理解してもらう。
- 2 裁判所の利用に関して有益な情報を提供する。

第2 司法の仕組みや役割についての理解を深めてもらうための広報

1 憲法週間行事

(1) 滋賀弁護士会による無料法律相談

(2) 庁舎見学等

ア 庁舎見学ツアー（庁舎見学，刑事裁判傍聴） - 平成14年

イ 刑事裁判見学ツアー（裁判官による刑事裁判手続の説明，刑事裁判傍聴） - 平成15年

(3) 新聞への投稿

法務局，検察庁，弁護士会，裁判所が輪番で投稿

2 「法の日」週間行事

(1) 滋賀弁護士会による無料法律相談

(2) 庁舎見学等

ア 調停手続ガイド（調停制度の説明，クイズ等） - 平成14年

イ 刑事裁判見学ツアー（裁判官による刑事裁判手続の説明，刑事裁判傍聴） - 平成15年

(3) 新聞への投稿

法務局，検察庁，弁護士会，裁判所が輪番で投稿

3 団体による見学，傍聴

年 度	団体数	人数（うち学生）
平成13年	32	575（107）
14年	39	645（115）
15年	35	808（255）

4 広報用ビデオ

団体による見学時等に使用（小学生向け，中高生向け，一般向け）

5 ホームページ

裁判所の紹介，所長の紹介，お知らせコーナー，主要判決速報，採用試験情報

6 講師派遣

年 度	裁判官	書記官，家裁調査官
平成 1 3 年	1	1 7
1 4 年	0	1 1
1 5 年	1	7

7 その他

- (1) 報道対応
- (2) パンフレット「裁判所ナビ」，リーフレット「法廷ガイド」，広報誌「司法の窓」
- (3) テレビ会議システムによる模擬裁判
- (4) テレビ出演

第 3 裁判所を利用しやすくするための広報

1 手続に関する各種パンフレット，リーフレット

県，市町村，関係機関に送付

2 ホームページ

アクセス情報，法廷担当一覧，手続案内，書式例，お知らせコーナー

3 不動産競売広告

新聞，ホームページ

4 手続案内ビデオ

執務時間中，1 階，2 階，3 階で上映

(別紙第2)

発言要旨(「大津地方裁判所の広報(情報発信)の在り方について」)

(委員長, 委員, 事務担当者)

憲法週間行事や「法の日」週間行事で庁舎見学等の行事を実施した際のチラシの配布先は県下全域か。

県内の主な大学, 短期大学に送付したほかは, 裁判所の窓口等に備え置いた程度です。

団体見学について, 1団体当たりの人数はどれくらいか。

10人程度の団体もあれば, 50人前後の団体もありますが, 一番大きい法廷の傍聴席数56を超える団体はほとんどありません。

傍聴される事件の種類を教えてください。

ほとんどが刑事事件で, 民事事件を希望される団体は若干ある程度です。

講師の派遣は減少傾向にあるのか。

平成13年に新しい成年後見制度ができた関係で, そのころについては派遣依頼が多かったという結果になっています。

要請があれば, 基本的に講師派遣に応じられるのか。

限られた人数で, すべてに応じることは難しいと思います。公平性という観点からは, 小さい単位・組織よりも大きな単位・組織を優先して派遣したいと考えていますが, 依頼や問い合わせの件数はそれほどありません。

講師派遣があるということを広報しているのか。

特にしていません。

裁判官に講師として来てもらえるとは多くの方は思っていないのではないかと。

毎日仕事に追われて土日仕事でつぶれている状態で, また, 行くとなればそれなりの準備をしなければならず, 対応できるだけの人数はいないという

積極的に出ていくことが必要である。

法教育については、裁判所だけがやるのではなく、教育機関や弁護士も行き、その一環として裁判所も取り組むべきであろう。事件に巻き込まれないよ
うにということは、学校教育を含めて各自が考えて学習していくべき事柄であ
ると思うが、この点について裁判所への期待が大きいのは分かる。

裁判所としても出張講義について検討し、一部に要望があるかどうか聞いた
が、まだ例がないということもあるのか、反応は芳しくなかった。出て行け
る人を探すのも大変である。例えばシナリオを作って、こういうことを実施し
たいがやりたい学校はありますかというように具体的に問いかけないと、授業
の日程などの関係もあり難しいのかもしれない。

テレビでアメリカの例を紹介していたが、ハイスクールかそれより下だっ
たかもしれないが、万引きした生徒を巡って生徒同士が議論し、その生徒の母
親も学校へ出てきて意見を述べていた。将来的には、裁判所から来てもらわな
くとも学校内で自主的にそのようなことができればいいと思う。

少年非行について関心が高いが、大津家裁には専任の裁判官が2人しかい
ない。そこで、例えば家裁調査官が集団講習のような設例でロールプレーイン
グや説明を行うなど、見学パターンを多様化できないかと考えている。アメリ
カの最高裁判所では、1つは建物だけを見学するコース、1つは審理を5分間
だけ傍聴するコース、1つは最後まで傍聴するコースというふうに3つのコー
スに分かれていると聞いている。当庁でも見学コースの多様化ができないかと
考えている。

裁判を自由に傍聴できるということを知らない人も多いと思う。ホームペ
ージで自由に傍聴できることを宣伝してもいいのではないか。刑事裁判で被告
人が退廷した後、裁判官、検察官、弁護士が法廷に残って説明したこともある。

予めそのような時間を取れるように設定できれば可能だと思うが、次の裁
判まで5分もないようでは難しいこともある。

先程担当者から広報活動について説明を受けたが、私自身が知っていたのはごく一部で大部分は知らなかった。一般の人はほとんど知らないのではないか。いかに知らしめるかである。

必要とする人は知るだろうが、現在必要でない人にも広報をする必要がある。そういう人に知ってもらうには今までの広報では駄目である。誰にでも関心を持ってもらえるように、例えばリビングニュースなどにも記事を掲載してもらってはどうか。

市町村が発行する広報誌に掲載するのが一番徹底するように思う。

裁判所を利用する必要があるときに、市民がその利用の仕方を知っていることが大事である。その視点からの教育が小さい頃から必要である。滋賀県は外国の方も増えてきており、外国人が関係する訴訟も増えていくと思うので基礎知識を持ってもらう必要がある。

また、訴訟を起こしたり起こされたりしたときに、どこへ相談したらいいのか、どこへ手続きしたらいいのか知らないのが実情である。先日見学した際に、手続については教えるが、あとは弁護士の方に行ってくださいと言われるとの説明を受けたが、その場合、弁護士のリストは見せてもらえるのか。一般市民にとって、弁護士に相談するのもまだ馴染みがない。大きな予算をつぎ込んで法科大学院が作られ、弁護士や裁判官が増えるわけだが、肝心の市民の教育がなければ、また、市民が裁判所と関わりを持てるシステムを作らなければ、裁く人間ができてもいつまでたってももめ事は減らない。欧米では陪審員制度が定着し、また、ボランティアで市民を裁判所に招き込んだり、裁判所ウォッチや裁判所モニターで市民も活躍していると聞いているが、日本でも可能なのか。

弁護士会でも、相談に行きにくい、費用が心配だという人にどう宣伝するか検討している。電話帳には出ていても、どの弁護士に相談したらいいのか分かりにくいと思うが、プロフィールの開示などの問題は弁護士会でも難しい。

身近な存在という意味では、裁判所のホームページには所長の紹介はあるが、

裁判官の紹介はない。紹介が出ていたら市民も身近に感じられると思うが、プライベートとの兼ね合いで難しいのかと思う。市民が裁判所を支えるシステムをどう作るかが大事である。日本は、陪審員制度が基盤にあって裁判官が市民の信任によるという米国とは違うが、この委員会が主体になって、それに近いような取組ができればすばらしいと思う。

潜在的利用者のアクセスの問題で言えば、地裁の仕事のうち民事・刑事の訴訟の多くは弁護士が関わっており、まずは弁護士ということになる。その弁護士にも、それぞれ得意分野等があるので、どの弁護士という紹介はできず、結局弁護士会があるとしか言えない。

病気になって医者へ行くとき、どの科に行くか、どの医者に診てもらおうか考えるが、弁護士にも得意な専門分野があるので、よく分かるような看板をあげて宣伝してもらえればいいと思う。

弁護士の方からの宣伝も一定程度できるようになったが、抵抗もある。週刊誌で宣伝するような弁護士はどうかなという気がする。

民事の裁判と言っても役割分担があり、訴えを起こすのかどうかという点は弁護士に相談してもらわざるを得ない。そのことと裁判所の広報とをどう調和させるかは難しい。

一方、社会人になったときに必要な裁判所や司法に関する知識についての広報も大事だと思うが、小学校や中学校での経験がどの程度将来役に立つ知識として残るのかについて、どのように感じておられるかお聞きしたい。

模擬裁判や傍聴はほとんどが刑事裁判である。これによって子供たちは悪いことをしてはいけないということを感じるが、現実問題としては、犯罪よりもサラ金に関わる危険の方が大きい。連帯保証の意味やむやみにはんこを押してはいけないということを教えなければいけないと思う。だから模擬裁判の中でやってみようということを考えている。

消費者教育で学生の関心が高いのは携帯電話やデート商法の問題であり、

反応も大きい。

多重債務の問題についても教える必要を感じる。破産事件が急増しているが、特に若い人が増えている。

将来、子供たちが市民になっていく。社会生活に必要な知識として学校教育の中で教えていく必要がある。

学校教育で、していいことと悪いことをきちんと教えていくことが教育改革の神髄だと思う。欲望につけ込む悪徳商法に乗らないように教えることも大事で、それが犯罪の減少にもつながると思う。

法治国家である以上、最低限度の教育は必要である。道路交通法は運転者だけではなく歩行者も知っておく必要があるのと同じで、法曹関係者だけではなく一般の人もある程度のことは知っておく必要がある。

裁判官も得意分野があると思うが、ホームページで裁判官の紹介があってもいいのではないかな。

裁判官に得意分野があったとしても、自分で選択して得意分野をやるわけではない。

裁判官であるということを明かすことについては、どのように感じておられるのか。

狭い地域社会では表に出ると本人も家族も困ることがある。

現実問題として、裁判官であることを明かすといろいろと困ることもある。家族を通して、もめ事の相談を持ち掛けられることもある。また、子供が小さいときに、父兄の集まりに何度か参加したことがあったが、交通ルールについての規範意識に差があったりで、裁判官の立場というのもなかなか難しいと感じた。米国では、選挙制であったり任命制であったりするのですが、地域の名士が裁判官になるが、日本とは大きく事情が違う。

裁判官や警察官は、一般の人に近づきすぎてもいけないと思う。

裁判官は市民の普通の生活への関わりが少ないように思う。その方が廉潔

性が保てるのかもしれないが、普通の市民感覚を持つべきである。自治会の役員になるとか、そこからやればいいのではないか。

裁判官も市民生活をしていないわけではない。ただ、接点を拡大することについて、職業的な自制が働く部分がある。

裁判所の積極広報の御努力には敬服するが、裁判所を裁判というサービスを提供する経営体とみるなら、例えば、裁判所同士が競争してうちの裁判サービスを買ってくれ、というのが積極広報ではないか。

司法が本当に機能したときは社会秩序が安定することが目的となるから、事件がないのが一番いい。小さいうちからの予防教育によって、司法サービスがいらなくなるような社会が理想ということになる。米国は州裁判所ごとに制度が違うが、日本の場合は国家の制度として一つであり、各地域ごとに管轄を決めているので競争は起こらない。これまでの考え方は司法サービスの均質化であり、裁判官の人事異動が全国規模であるのも一つには均質化という目的がある。ただ、広報関係については、最近はそれぞれの裁判所の特徴が出始めている。例えば、神戸の裁判所では独自に「裁判所の日」のようなものを作って広報を行っている。

均質化ということは理解できるが、質の高いところで均質化する必要がある。

例えば、民事事件にもいろいろな分野があり、大庁では破産なら破産だけをやる専門部があって、高いレベルで工夫している。大津は民事1か部で全部の事件を処理しなければならないが、大阪などの最新の処理方法を取り入れて、高いレベルでの均質化を目指している。

ノウハウの工夫も大事だと思うが、小さな裁判所の独自性もあるのではないか。人間の起こした行為だから、一つの分野だけをしている裁判官よりいろいろな分野をやった裁判官の方が人間的で深みのある判断ができるのではないか。小さい裁判所の独自性を活かして地域に根ざした裁判所を目指してほしい。

地裁委員会自体がそういう目的のものだと思う。創意工夫して、地域の人が裁判所を支えていくためのサポーターを作っていく必要があるのではないか。

司法サービスの均質性という点では、裁判所内部の大きなテーマとして後進育成という問題がある。ジェネラリストの面とスペシャリストの面をどのように調整するのかという点では、東京や大阪の専門部でスペシャリストになった裁判官が地方へ行って全般的な仕事をしながら地方に還元していく、その繰り返しが行われており、専門化したとしても決して非人間化するわけではない。

教育現場への積極広報という点では、民事、刑事のどちらをイメージしておられるのかお聞きしたい。

両方である。

就職案内として、どんな人が裁判をしているかということをお子たちに提示するとしたら、どんなことが考えられるか。

私の子供の学校で、親がどうしてその職業に就いたかを書くことになり、それが文集になった。偶然、同じクラスの親に裁判所の書記官をしている人がいたが、仕事をしていてうれしかったことの記載が微妙に違っていたのが印象的だった。私は具体的な事件にぴったり合う理屈を考えついたときにうれしかったと書いたが、書記官の方は窓口に来た人に対応して、ニコニコ笑って帰ってもらったことがうれしかったと書いてあった。就職に関する情報発信でも、裁判官だけでなく、他の職種についても知ってもらう必要がある。

裁判官のほかに、縁の下の力持ちとして書記官、調査官や事務官などがあるという仕組みを多くの方は知らないと思う。いろいろな役割分担があるということをお子たちに知ってもらう必要があると思う。

表面的にはまだ必要性は出ていないかもしれないが、外国人の利用者に対する広報やサポートも充実させていかなければならない。

このあたりで今日お出しいただいた御意見を簡単にまとめさせていただきます

たい。大きなテーマとしては、教育の補助であるとしても積極的に教育現場に出向いていくべきである、そこで子供たちに伝える内容としては、まず裁判がどういうものであるのか、裁判所の仕組み、裁判所ではどんな仕事が行われているのか、そして民事・刑事の基本的な知識という御意見が出された。また、裁判所の広報活動自体をもっと広報すべきである、具体的にはリビングニュースや県、市町村の広報誌を活用するということ、さらに、ホームページに関しては裁判所の顔が見えるようにという御要望があった。これらの御意見を参考に、これから検討させていただきたいと思う。